

応募書類一覧

応募書類	書類名	備考
1	応募者現地説明会参加申込書	
2	質問書	
3	船橋市勤労市民センター指定管理者指定申請書	第1号様式
4	応募書類セルフチェックシート	
5	船橋市勤労市民センター事業計画書	
6	法人等概要書	
7	申請資格に該当する旨の誓約書	
8	(申請用) 労働条件チェックシート	
9	法人等の役員名簿	
10	市税納付確認書	
10 11	船橋市勤労市民センター指定管理者指定申請辞退届	

応募書類4

令和2年 月 日

応募書類セルフチェックシート

	チェック欄
申請書類は11部（原本1部 副本10部）ありますか	☐
副本が写しである場合は、原本と相違ないことを証明する日付、代表者名及び代表者印を押印してありますか	☐
原則文字サイズ11ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、1冊にまとめられていますか	☐
印刷方法は片面印刷となっていますか	☐
ア.船橋市勤労市民センター指定管理者指定申請書（応募書類3）	☐
イ.船橋市勤労市民センター事業計画書（応募書類5）	☐
法人等の名称、所在地等、申請者が特定することができる情報は一切記載していませんか	☐
既に設定された枚数（総枚数及び各項目ごとの枚数）、枠の大きさ、余白等の設定について変更をしていませんか	☐
記載事項のない項目があっても、削除していませんか	☐
ウ.法人等概要書（応募書類6）	☐
エ.申請資格を有していることを証する書類	
a.定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類	☐
b.当該法人の登記事項証明書(履歴全部事項証明書) ※作成後3か月以内のもの	☐
c.経営状況を照明する書類	
（あ）令和2年度の収支予算書及び事業計画書	☐
（い）直近2年分の財務諸表（収支決算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書またはこれらに準ずる書類）	☐
d.申請資格に該当する旨の誓約書（応募書類7）	☐
e.労働条件チェックシート（応募書類8）	☐
f.各種納税証明書（直近2年分）	
 （あ）納税証明書【国税】（その3の3）	☐
 （い）納税証明書【県税】（その2）（千葉県内に本店又は営業所等がある場合）	☐
 （う）市税納付確認書（市税の課税が無くとも添付すること）（応募書類9）	☐
 （え）法人市民税納税証明書（市内に本店又は営業所等がある場合）	☐
f ㊦ 法人等の役員名簿(応募書類9)	☐
オ.船橋市勤労市民センター事業計画書（応募書類5）の電子データ	☐

応募書類7

申請資格に該当する旨の誓約書

令和2年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地	
法人又は団体の名称	
代表者氏名	⑩
電話番号	

船橋市勤労市民センター指定管理者の指定申請を行うにあたり、申請者及び申請者の役員等が募集要項に定める申請資格を満たし、欠格条項に該当していないことを誓約します。

【申請資格】

令和2年4月1日現在設立後3年以上経過していること。

①事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られる法人等であること。

②事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られる法人等であること。

③事業計画書に沿った管理を安定して行うこと。

④「その他の団体」にあっては下記認定基準をすべて満たしていること。

（ア）継続的かつ計画的に団体の目的に関する事業を行うこと。

（イ）規約を有すること。

（ウ）団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会・役員会等）が確立していること。

（エ）団体独自の経理を有すること。

（オ）団体活動の本拠としての事務所を有すること。

（カ）団体構成人員は概ね10人以上であり、会員の加入・脱退が自由に認められる団体であること。

【欠格条項】

- ①地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない法人等

②地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、3年を経過しない法人等

~~③法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等~~

~~④千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、千葉県税を滞納している法人等~~

~~⑤船橋市税を滞納している法人等~~

③⑥（申請用）「労働条件チェックシート」に記載する労働法関係法令の規定に違反している法人等。

④⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立がなされている法人等

⑤⑧民事再生法（平成11年法律第225号）に基き、再生手続き開始の申し立がなされている法人等

⑥⑨暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人等

⑦⑩役員等（法人にあつては役員及び経営に実質関与している者。その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

⑧⑪役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等

⑨⑫役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人等

⑩⑬役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等

⑪⑭役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

なお、「その他の団体」においては、すべての構成団体が上記条件に該当していないことが条件となります。

※上記⑥～⑪⑨～⑭について、船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)に基づき、関係行政機関(警察)に照会することがあります。

担当者連絡先

氏名：

TEL：

FAX：

令和2年 月 日

船橋市勤労市民センター指定管理者指定申請辞退届

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名 印

電 話 番 号

船橋市勤労市民センター指定管理者指定の申請を下記の理由により辞退します。

記

理由

担当者連絡先

氏名：

TEL：

FAX：